

令和4年5月31日

各 学 部 長
地 域 創 造 学 環 長
光 医 工 学 研 究 科 長
創 造 科 学 技 術 大 学 院 長
電 子 工 学 研 究 所 長
グ リ ー ン 科 学 技 術 研 究 所 長
各 学 内 共 同 教 育 研 究 施 設 長
イ ノ ベ ー シ ョ ン 社 会 連 携 推 進 機 構 長
国 際 連 携 推 進 機 構 長
未 来 社 会 デ ザ イン 機 構 長
安 全 衛 生 セ ン タ ー 長
男 女 共 同 参 画 推 進 室 長
附 属 図 書 館 長
事 務 局 長
技 術 部 長
保 健 セ ン タ ー 所 長

殿

学 長

新型コロナウイルス感染症に関する就業上の措置（就業禁止、在宅勤務及び自宅待機）及び新型コロナウイルス感染症等に関する報告用Webフォームについて（通知）【第4報】

標記については、令和4年1月24日付け「新型コロナウイルス感染症に関する就業上の措置（就業禁止、在宅勤務及び自宅待機）及び新型コロナウイルス感染症等に関する報告用Webフォームについて（通知）【第3報】」により通知しているところですが、「国立大学法人静岡大学在宅勤務実施規程」の令和4年6月1日の施行にあわせ、新型コロナウイルス感染症に関する就業上の措置としての在宅勤務を同規程に基づき実施することとしました。このため、第3報の内容を改め、第4報として別紙のとおり定めました。

つきましては、教職員に周知していただくとともに、遺漏ないようご対応願います。

なお、令和4年1月24日付け「新型コロナウイルス感染症に関する就業上の措置（就業禁止、在宅勤務及び自宅待機）及び新型コロナウイルス感染症等に関する報告用Webフォームについて（通知）【第3報】」は、本日をもって廃止します。ただし、廃止日において第3報に基づいて処理している就業上の措置については、引き続き第3報に基づいて処理するものとします。

新型コロナウイルス感染症に関する就業上の措置
(就業禁止、在宅勤務及び自宅待機)について

I 就業禁止

1. 就業禁止の対象

就業禁止の対象となる場合は、次のとおりとする。

- 1) 新型コロナウイルスに感染した場合
- 2) 発熱、倦怠感等の体調不良により医療機関を受診し、ウイルス検査を受けることとなった場合
- 3) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 4) 重症化しやすい教職員（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※） 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある教職員や透析を受けている教職員、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている教職員

- 5) 3)又は4)以外の場合で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合又は嗅覚障害や味覚障害がある場合
- 6) 日本に帰国し、又は入国した際に検疫所等から指示があり、その指示のために勤務することができない場合
- 7) 本学の教職員が新型コロナウイルスに感染することを回避し、又は新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する場合

2. 報告

教職員は、「1. 就業禁止の対象」に掲げる1)から6)までのいずれかに該当したときは、別紙2に基づき、原則として報告用Webフォームにより大学に報告するものとする。

3. 就業禁止措置

教職員（大学の非常勤講師を除く。）が「1. 就業禁止の対象」に掲げる

1)、2)又は6)のいずれかに該当したときは、就業禁止とする。

また、教職員（大学の非常勤講師を除く。）が「1. 就業禁止の対象」に掲げる3)、4)、5)又は7)のいずれかに該当し、学長が必要と認め、命じたときは、就業禁止とする。

4. 就業禁止期間

就業禁止の始期及び終期は、次表のとおりとする。

場合	就業禁止の始期	就業禁止の終期
1) 新型コロナウイルスに感染した場合	新型コロナウイルスに感染していることを知った日	医療機関又は保健所の指導に基づき、本学の保健センターが指示する日
2) 発熱、倦怠感等の体調不良により医療機関を受診し、ウイルス検査を受けることとなった場合	ウイルス検査を受けることとなった日	検査結果が陽性の場合 は、この表の1)に基づく日 検査結果が陰性の場合 は、検査結果を知った日以降の日であって、医療機関又は保健所の指導に基づき、本学の保健センターが指示する日（※）
3) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合	学長が命ずる日	医療機関又は保健所の指導に基づき、本学の保健センターが指示する日
4) 重症化しやすい教職員で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合	学長が命ずる日	医療機関又は保健所の指導に基づき、本学の保健センターが指示する日
5) 3)又は4)以外の場合で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合又は嗅覚障害や味覚障害がある場合	学長が命ずる日	医療機関又は保健所の指導に基づき、本学の保健センターが指示する日
6) 日本に帰国し、又は入国した際に検疫所等から指示があり、その指示のために勤務することができない場合	検疫所等が指示する日	検疫所等が指示する日
7) 本学の教職員が新型コロナウイルスに感染することを回避し、又は新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する場合	学長が命ずる日	学長が定める日

※ ただし、検査結果が陰性の場合において、教職員が勤務可能な健康状態にあり、かつ、当該教職員に対してやむを得ず業務を命ずる必要があるときは、「検査結果を知った日以降の日であって、医療機関又は保健所の指導に基づき、本学の保健センターが指示する日」までの期間のうち必要な期間については、学長は、就業禁止ではなく在宅勤務を命じることができる。

5. 就業禁止期間における賃金等

<略>

詳細は、学内専用サイト又は部局総務担当に確認してください。

6. 健康観察

就業禁止となった教職員は、就業禁止期間中の健康状態（症状、検温値等）を「健康観察表」に記録し、本学の保健センターが指示する日に同センターに提出するものとする。

7. 出勤簿処理等

- 1) 部局の総務担当は、就業禁止となった教職員に係る出勤簿については、就業禁止となった日の上欄に「就業禁止」と記載するとともに、摘要欄にその事由及び期間を記載するものとする。
- 2) 部局の総務担当は、就業禁止となった教職員に係る労働時間報告については、総務部人事課と協議のうえ対応するものとする。
- 3) 部局の総務担当は、就業禁止となった教職員については、不在状況月例調査票に記載して総務部人事課に報告するものとする。
- 4) 部局の総務担当は、「3. 就業禁止措置」の「また書き」及び「8. 学長による委任」に基づき部局長その他の長が就業禁止を命じたときは、速やかに次の事項を総務部職員課に報告するものとする。
 - ・ 就業禁止を命じられた教職員の所属、職名及び氏名
 - ・ 就業禁止を命じた事由
 - ・ 就業禁止の始期及び終期

8. 学長による委任

学長は、次に関する権限を部局長その他の長に委任することができる。

- ・ 「3. 就業禁止措置」の「また書き」
- ・ 「4. 就業禁止期間」の表の3)、4)、5)及び7)並びに脚注

II 在宅勤務及び自宅待機

1. 在宅勤務又は自宅待機の対象

コロナ禍における在宅勤務（国立大学法人静岡大学在宅勤務実施規程（以下「在宅勤務実施規程」という。）第3条第1項に規定する在宅勤務をいう。以下同じ。）又は自宅待機（所定の勤務日において、教職員がその自宅その他学長が認める場所において待機することをいう。以下同じ。）の対象となる場合は、次のとおりとする。

- 1) 保健所から濃厚接触者として認定された場合
- 2) 新型コロナウイルスに感染している者と接触したことにより、保健所から濃厚接触者として認定される可能性が生じた場合
- 3) 日本に帰国し、又は入国した場合
- 4) 本学の教職員が新型コロナウイルスに感染することを回避し、又は新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する場合

2. 報告

教職員は、「1. 在宅勤務又は自宅待機の対象」に掲げる1)、2)又は3)のいずれかに該当したときは、別紙2に基づき、原則として報告用Webフォームにより大学に報告するものとする。

3. 在宅勤務措置

次に掲げる教職員が「1. 在宅勤務又は自宅待機の対象」に掲げる1)、2)若しくは3)のいずれかに該当したとき、又は「1. 在宅勤務又は自宅待機の対象」に掲げる4)に該当し、学長が必要と認めたときは、在宅勤務実施規程第9条第1項の規定に基づき原則として在宅勤務を命じたものとして取り扱う。ただし、学長が認めたときは、国立大学法人静岡大学教職員就業規則第19条の4、国立大学法人静岡大学有期雇用教職員就業規則第18条の3又は国立大学法人静岡大学非常勤雇用教職員就業規則第16条の3の規定に基づき自宅待機を命じたものとして取り扱う。

- 1) 国立大学法人静岡大学教職員就業規則の適用を受ける教職員
- 2) 国立大学法人静岡大学有期雇用教職員就業規則の適用を受ける教職員（研究補佐員を除く。）
- 3) 国立大学法人静岡大学非常勤雇用教職員就業規則の適用を受ける教職員（特任教授、特任准教授、特任助教、特任教諭、特任職員及び学術研究員に限る。）

次に掲げる教職員が「1. 在宅勤務又は自宅待機の対象」に掲げる4)に該当し、学長が必要と認めたときは、在宅勤務実施規程第9条第1項の規定に基づき原則として在宅勤務を命じたものとして取り扱う。ただし、学長が認めたときは、国立大学法人静岡大学非常勤雇用教職員就業規則第16条の3の規定に基づき自宅待機を命じたものとして取り扱う。

- 1) 国立大学法人静岡大学非常勤雇用教職員就業規則の適用を受ける教職

員（非常勤講師に限る。）

4. 自宅待機措置

次に掲げる教職員が「1. 在宅勤務又は自宅待機の対象」に掲げる1)、2)若しくは3)のいずれかに該当したとき、又は「1. 在宅勤務又は自宅待機の対象」に掲げる4)に該当し、学長が必要と認めたときは、国立大学法人静岡大学有期雇用教職員就業規則第18条の3又は国立大学法人静岡大学非常勤雇用教職員就業規則第16条の3の規定に基づき原則として自宅待機を命じたものとして取り扱う。ただし、やむを得ず業務を命じる必要があると学長が認めたときは、在宅勤務実施規程第9条第1項の規定に基づき在宅勤務を命じたものとして取り扱う。

- 1) 国立大学法人静岡大学有期雇用教職員就業規則の適用を受ける教職員（研究補佐員に限る。）
- 2) 国立大学法人静岡大学非常勤雇用教職員就業規則の適用を受ける教職員（特任教授、特任准教授、特任助教、特任教諭、非常勤講師、特任職員及び学術研究員を除く。）

5. 在宅勤務期間及び自宅待機期間

在宅勤務及び自宅待機の始期及び終期は、次表のとおりとする。

場合	在宅勤務又は自宅待機の始期	在宅勤務又は自宅待機の終期
1) 保健所から濃厚接触者として認定された場合	保健所から濃厚接触者として認定されたことを知った日	ウイルス検査の結果を知った日（※）
2) 新型コロナウイルスに感染している者と接触したことにより、保健所から濃厚接触者として認定される可能性が生じた場合	保健所から濃厚接触者として認定される可能性が生じたことを知った日	結果を知った日
3) 日本に帰国し、又は入国した場合	帰国日又は入国日	政府が実施する水際対策強化に係る措置に基づく期間の末日
4) 本学の教職員が新型コロナウイルスに感染することを回避し、又は新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する場合	学長が命ずる日	学長が定める日

※ 検査結果が陽性の場合は、「I 就業禁止」の「1. 就業禁止の対象」の1)に基づき就業禁止とする。

検査結果が陰性の場合は、医療機関又は保健所の指導に基づき、本学の保健センターが指示する日までは引き続き在宅勤務又は自宅待機とする。

6. 在宅勤務及び自宅待機に係る労働条件

- 1) 在宅勤務の単位は、在宅勤務実施規程第7条に定めるところによる。

- 2) 在宅勤務日における就業の場所は、在宅勤務実施規程第10条に定めるところによる。
- 3) 在宅勤務実施規程第7条及び第10条の規定は、自宅待機となった教職員に準用する。
- 4) 在宅勤務日における始業、終業、休憩、休暇等については、在宅勤務実施規程第11条に定めるところによる。
- 5) 在宅勤務となった教職員の給与は、在宅勤務実施規程第12条に定めるところによる。
- 6) 自宅待機となった教職員の給与は、国立大学法人静岡大学教職員就業規則第19条の4後段、国立大学法人静岡大学有期雇用教職員就業規則第18条の3後段又は国立大学法人静岡大学非常勤雇用教職員就業規則第16条の3後段に定めるところによる。

7. 部局長の責務

部局長は、在宅勤務となった教職員の健康及び福祉の確保のため、長時間労働の抑止に努めるものとする。

8. 在宅勤務又は自宅待機となった教職員の責務

- 1) 在宅勤務又は自宅待機となった教職員は、新型コロナウイルスに感染することを回避し、及び新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために、適切な行動をとらなければならない。
- 2) 在宅勤務となった教職員は在宅勤務日に自宅その他学長が認める場所で勤務し、自宅待機となった教職員は自宅待機日に自宅その他学長が認める場所で待機するものとする。
- 3) 在宅勤務となった教職員の責務は、在宅勤務実施規程第15条に定めるところによる。
- 4) 在宅勤務実施規程第15条第1項及び第3項の規定は、自宅待機となった教職員に準用する。

9. 健康観察

在宅勤務又は自宅待機となった教職員は、在宅勤務期間中又は自宅待機期間中の健康状態（症状、検温値等）を「健康観察表」に記録するものとする。

10. 費用負担

- 1) 在宅勤務に伴う費用負担は、在宅勤務実施規程第16条に定めるところによる。
- 2) 在宅勤務実施規程第16条の規定は、自宅待機となった教職員に準用する。

11. 業務上の災害

在宅勤務となった教職員の在宅勤務における業務上の負傷等については、在宅勤務実施規程第17条に定めるところによる。

12. 出勤簿処理等

- 1) 部局の総務担当は、在宅勤務となった教職員に係る出勤簿については在宅勤務日の上段に「在宅勤務」と記載し、自宅待機となった教職員に係る出勤簿については自宅待機日の上段に「自宅待機」と記載するとともに、摘要欄にその事由及び期間を記載するものとする。
- 2) 部局の総務担当は、在宅勤務又は自宅待機により当月の通勤実績がなかった教職員については、労働時間報告の「備考」欄にその旨を記載して総務部人事課に報告するものとする。
- 3) 在宅勤務又は自宅待機となった教職員については、不在状況月例調査票への記載は要さない。
- 4) 部局の総務担当は、「3. 在宅勤務措置」に基づき在宅勤務として取り扱ったとき及び「4. 自宅待機措置」に基づき自宅待機として取り扱ったときは、速やかに次の事項を総務部職員課に報告するものとする。
 - ・ 在宅勤務又は自宅待機を命じられた教職員の所属、職名及び氏名
 - ・ 在宅勤務又は自宅待機を命じた事由
 - ・ 在宅勤務又は自宅待機の始期及び終期

13. 学長による委任

学長は、次に関する権限を部局長その他の長に委任することができる。

- ・ 「3. 在宅勤務措置」の本文及び「ただし書き」
- ・ 「4. 自宅待機措置」の本文及び「ただし書き」
- ・ 「5. 在宅勤務期間又は自宅待機期間」の表の4)

新型コロナウイルス感染症等に関する報告用Webフォームについて

1. 報告用Webフォームの目的

報告用Webフォームは、新型コロナウイルス感染症に関する就業上の措置（就業禁止、在宅勤務及び自宅待機）を円滑に実施するとともに、感染の蔓延を防ぐために教職員の健康管理等に関する指示、助言等を保健センターから必要に応じて行うことを目的とし、設ける。

2. 報告用Webフォームのアドレス

https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/covid-19_portal.html

報告用Webフォームには、本学のウェブサイトのトップページの左側に朱書きされている「新型コロナウイルスへの対応について」をクリックすることでもアクセスできます。



3. 報告を要する場合

本学の全ての教職員^{注1}は、次に掲げるいずれかに該当したときは、速やかに報告用Webフォームにより報告する（報告用Webフォームにより報告できない場合は、電子メール、電話その他の通信手段により部局の総務担当に報告する）ものとする。

注1 附属学校園の教職員にあつては、報告用Webフォームによる報告に先立ち、次に掲げるいずれかに該当した旨を校園長又は副校園長に電話で報告するものとする。

なお、電子メール、電話その他の通信手段により報告を受けた部局の総務担当は、当該教職員に代わり報告用Webフォームにより報告するものとする。

- 1) 新型コロナウイルスに感染した場合
- 2) 発熱、倦怠感等の体調不良により医療機関を受診し、ウイルス検査を受けることとなった場合
- 3) 保健所から濃厚接触者として認定された場合
- 4) 新型コロナウイルスに感染している者と接触したことにより、保健所から濃厚接触者として認定される可能性が生じた場合
- 5) 日本に帰国し、又は入国した場合
- 6) 発熱、咳、息苦しさ、倦怠感、味覚障害、嗅覚障害その他の症状が現れた場合（新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）により生じた症状に関しては、2日以上

熱が続く場合、症状が重い場合又はワクチン接種では起こりにくい症状（咳、咽頭痛、味覚・嗅覚の消失、息切れ等の症状をいう。）が認められる場合に限る。）

なお、1)から5)までのいずれかに該当した教職員については、別紙1に基づき、就業禁止又は在宅勤務若しくは自宅待機とするため、別紙1及び別添^{注2}を参照すること。

注2 別添では、報告用Webフォームによる報告を要する場合とその場合における就業上の措置を表形式で整理しています。

また、6)に該当した教職員が別紙1の「I 就業禁止」の「1. 就業禁止の対象」に掲げる3)、4)又は5)のいずれかに該当したときは、当該教職員に対して就業禁止を命ずることがあるため、別紙1を参照すること。

4. 報告後の対応

1) 情報の共有

報告用Webフォームにより報告された情報は、総務部総務課、総務部職員課及び保健センターの関係者に電子メールが自動配信され、受信した総務部総務課又は総務部職員課は、必要に応じて部局の総務担当と情報を共有するものとする。

2) 部局の措置

報告用Webフォーム等により情報を得た部局の長は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のために必要な措置を講じるものとする。

3) 保健センターの措置

報告用Webフォーム等により情報を得た保健センターは、必要に応じて健康管理等に関する指示、助言等を教職員^{注3}に対して行うものとする。

注3 附属学校園の教職員に対しては、保健センターと情報を共有した当該附属学校園の校長、副校長又は養護教諭から必要に応じて健康管理等に関する指示、助言等を行うものとする。

4) 報告者の対応

報告用Webフォーム等により報告した教職員は、部局の総務担当及び保健センターからの質問、指示等を受けることができるように努めるものとする。

なお、発熱等の症状が現れた場合において、年次有給休暇、病気休暇等を取得するときは、報告用Webフォームによる報告とは別に、所定の手続き（休暇簿の提出等）を行うものとする。

報告用Webフォームによる報告を要する場合とその場合における就業上の措置

この表は、令和4年5月31日付け『新型コロナウイルス感染症に関する就業上の措置（就業禁止、在宅勤務及び自宅待機）及び新型コロナウイルス感染症等に関する報告用Webフォームについて（通知）【第4報】』の別紙1及び別紙2に関し、報告用Webフォームによる報告を要する場合とその場合における就業上の措置を表形式で整理したものです。なお、就業上の措置に関する詳細については別紙1を、報告用Webフォームに関する詳細については別紙2を参照してください。

報告用Webフォームのアドレス https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/covid-19_portal.html

報告用Webフォームには、本学のウェブサイトのトップページの左側に朱書きされている

「新型コロナウイルスへの対応について」をクリックすることでもアクセスできます。



No.	報告用Webフォームにより報告を要する場合	措置	措置の始期	措置の終期	備考(注2、注3)
1	新型コロナウイルスに感染した場合	就業禁止	新型コロナウイルスに感染していることを知った日	医療機関又は保健所の指導に基づき、本学の保健センターが指示する日	就業禁止期間中は、健康状態（症状、検温値等）を「健康観察表」に記録し、本学の保健センターが指示する日に、同センターに提出するものとする。 治癒した教職員は、罹患したことを証明する書類（書類の詳細については、保健センターから当該教職員に個別に連絡する。）を保健センターに提出する。 保健センターは、医療機関又は保健所の指導、当該教職員から提出された書類及び当該教職員の健康状態を確認の上、措置の終期を決定し、指示する。
2	発熱、倦怠感等の体調不良により医療機関を受診し、ウイルス検査を受けることとなった場合	同上	ウイルス検査を受けることとなった日	【検査結果が陽性の場合】 この表の「No. 1」に基づく日 【検査結果が陰性の場合】 検査結果を知った日以降の日であって、医療機関又は保健所の指導に基づき、本学の保健センターが指示する日（※ 備考欄参照）	※ ただし、検査結果が陰性の場合において、教職員が勤務可能な健康状態にあり、かつ、当該教職員に対してやむを得ず業務を命ずる必要があるときは、「検査結果を知った日以降の日であって、医療機関又は保健所の指導に基づき、本学の保健センターが指示する日」までの期間のうち必要な期間については、学長は、就業禁止ではなく在宅勤務を命じることができる。
3	保健所から濃厚接触者として認定された場合	在宅勤務又は自宅待機	保健所から濃厚接触者として認定されたことを知った日	ウイルス検査の結果を知った日	検査結果が陽性の場合、この表の「No. 1」に基づき就業禁止とする。 検査結果が陰性の場合、医療機関又は保健所の指導に基づき、本学の保健センターが指示する日までは引き続き在宅勤務又は自宅待機とする。
4	新型コロナウイルスに感染している者と接触したことにより、保健所から濃厚接触者として認定される可能性が生じた場合	同上	保健所から濃厚接触者として認定される可能性が生じたことを知った日	結果を知った日	認定された場合は、この表の「No. 3」に基づき引き続き在宅勤務又は自宅待機とする。
5	日本に帰国し、又は入国した場合	同上	帰国日又は入国日	政府が実施する水際対策強化に係る措置に基づく期間の末日	検疫所等の指示により在宅勤務又は自宅待機ができない場合は、検疫所等が指示する期間は就業禁止とする。
6	発熱、咳、息苦しさ、倦怠感、味覚障害、嗅覚障害その他の症状が現れた場合 (注1)	就業禁止	学長が命ずる日	医療機関又は保健所の指導に基づき、本学の保健センターが指示する日	医療機関又は保健所の指導に基づき、療養する。 就業禁止期間中は、健康状態（症状、検温値等）を「健康観察表」に記録し、本学の保健センターが指示する日に、同センターに提出するものとする。 保健センターは、医療機関又は保健所の指導及び当該教職員の健康状態を確認の上、措置の終期を決定し、指示する。
		なし	なし	なし	年次有給休暇、病気休暇等を取得し、療養に努めるものとする。 療養中に脚注の注1に掲げるイ、ロ又はハのいずれかに該当し、学長が必要と認め、命じたときは、上段の措置による。

注1 次に掲げるいずれかに該当し、学長が必要と認め、命じたときは、上段の措置による。それ以外のときは、下段の措置による。

イ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

ロ 重症化しやすい教職員（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある教職員や透析を受けている教職員、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている教職員

ハ イ又はロ以外の場合で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合又は嗅覚障害や味覚障害がある場合

注2 ウイルス検査の検査結果証明書及び新型コロナウイルス感染症に係る治癒証明書の提出は、求めない。

注3 本学の保健センター（※）は、就業禁止又は在宅勤務若しくは自宅待機となった教職員に対し、必要に応じて健康管理等に関する指示、助言等を行うものとする。

※ 附属学校園の教職員に対しては、当該附属学校園の校園長、副校園長又は養護教諭から行う。